

1 調 査 事 件

防災対策について

2 調 査 概 要

(1) 仙台市（人口 1,061,450人）

ア 仙台市災害時受援計画・応援計画について

(ア) 仙台市災害時受援計画

仙台市は、平成28年の熊本地震を踏まえて国が受援に関するガイドラインを策定したことなどを受け、地域防災計画に受援に関する内容を盛り込むとともに、平成30年3月に仙台市災害時受援計画を策定した。この計画は、地域防災計画で定める受援の詳細を規定するものであり、業務継続計画（BCP）と相互補完の関係にあり、東日本大震災の教訓を踏まえて策定したものである。

東日本大震災では、他都市からの応援を受けた際に、調整の窓口が一本化できていなかったり、応援が必要な事務の事前把握が不十分であったため、計画では受援の体制等を具体化している。非常時の業務見直しとしては、①避難所運営を区役所主体から全庁的な対応体制に改め、②緊急性・市民ニーズ等の観点から、「どの時点からこういった業務を行うのか」の整理を行い、③発災後の時系列ごとの業務量と職員の参集見込人数の比較検討を行った。それでもなお、マンパワーが不足する業務が生じるため、それらの業務を受援計画に基づく受援の対象としている。

受援業務は、BCPの非常時優先業務から一定の条件を満たすものを選定しており、業務実施に必要な人員数が一定程度（概ね5人以上）不足しているものや、東日本大震災等過去の災害の経験から応援の受入れが必要と考えられるものとしている。選定した受援業務については、東日本大震災規模の災害を想定し、業務の実施に必要な事項を具体化した受援業務個別シートを作成しており、現在は、避難所運営や被害認定、物資集配拠点の運営等の39の業務で作成している。災害発生時には、実際の災害規模に応じて、必要人員数や応援受入期間等を見直し、応援ニーズの伝達時に添付することで、応援要請等に活用することとしている。

受援の際は、災害対策本部に設置する受援調整班が情報集約と全体調整を行い、各部・区の本部の受援担当窓口で応援職員の受入れや災害対策本部の受援調整班への状況報告を行うこととしている。

今後も、実効性ある受援体制の確立のため、必要に応じた計画の改正や、研修・訓練等に引き続き努めていくこととしている。

(イ) 仙台市災害時応援計画

仙台市では、受援計画と共に、平成30年3月に仙台市災害時応援計画を策定した。これは、地域防災計画に定める他都市への積極的な災害支援に関し、組織体制や業務内容等の詳細を規定するもので、平成28年の熊本地震での応援活動の実績や教訓を踏まえて作成したものである。

応援活動の組織体制は、指定都市市長会が行動計画に従い、全国的な支援を行うなどの枠組みで要請があった場合や、自治体間の相互応援協定などに基づいて応援の要請があった場合などに応援活動を行う際には、市長が応援本部体制を設置し、応援活動を行う。実際に応援活動に至らない段階でも、危機管理監が応援連絡体制を設置し、いつでも各局区等に連絡がとれる体制をとっている。

迅速かつ的確な応援活動を実施するためには、平素からの準備が必要であるため、各局区等の危機管理・防災に関する研修・訓練実施計画により、体系的・計画的に職員の研修・訓練を行い、災害対応力を有する人材を幅広く育成している。また、災害時応援職員データベースによる職員の事前登録を行っており、応援の業務や実際に災害対応を行った経験のある職員をデータベース化し、的確に行動できる職員の迅速な派遣の準備を行っている。さらに、被災地での活動は、努めて自己完結できるよう必要な資機材等の準備を行うなど、応援活動に備えている。

主な応援活動の内容としては、人的・物的な応援に加え、被災された方を仙台市の公営住宅等で受け入れたり、生活再建の手伝いを行うなど、要請の有無に関わらず、何ができるかといった視点で、積極的な検討を行うこととしている。応援職員の派遣業務は、項目やその所管部署などを定め、職員の育成などに努めている。災害対策本部の支援や避難所運営、罹災証明のための被害の調査などについては、特定の部局だけではなく、全庁横断的な職員の派遣も調整をしながら対応している。

応援実績は、平成24年の九州豪雨から11の災害で職員を派遣している。平成28年度の熊本地震では、熊本市役所の災害対策活動にアドバイスできる次長・部長級の職員を災害対策本部に派遣したり、大震災の記録誌等を送るなど、震災の経験と教訓等を伝える活動を行った。能登半島地震では2県11市町に職員を派遣し、対口支援の制度で入った金沢市では避難所の支援などを、内灘町では被害が大きかった液状化の被害の認定調査や罹災証明の発行事務などを行った。

現在、能登半島地震で派遣した部署から報告等をもらい、その経験や教訓等をまとめているところであり、今後に生かすべき事項を応援と受

援の視点でまとめ、必要な計画を見直し、関係機関や国などとの連携を深めていくこととしている。

イ 水道施設の地震対策について

仙台市の給水人口は106万人で、計画される一日の給水量は37万1,000立方メートル、年間配水量は約1億2,000万立方メートルである。基幹浄水場4か所と小規模浄水場4か所が稼働している。

東日本大震災では、浄水場等の施設が約120件、水道管が約430件の被害を受け、断水が最大約23万戸、約50万人に影響が出た。供給システムは、取水や導水、浄水処理の機能については被害を受けながらも何とか継続できたが、ポンプ施設は自家発電の燃料不足で一部稼働停止した。幹線の送水機能は、主要5水系のうち3水系の機能が喪失し、配水池は、3か所で大きな被害があり、水が溜められないという被害も出た。仙台市が約4分の1程度の受水をしている県の仙南・仙塩広域水道では、口径2,400ミリメートルの伸縮可とう管が2か所離脱し、ほとんどの受水の市町で水の供給が受けられなくなり、復旧に約2週間を要した。これらの被害を受け、仙台市では今後の影響の軽減のため、配水池流入の二重化として、他の浄水場からも利用できるように、一つの配水池に複数の利用経路を設ける事業を進めるとともに、幹線間の融通のため、ブロック同士でつなぐ管を設け、異常があっても、隣のブロックから給水できるような施設をつくろうと進めている。

災害時の給水設備は、地下に埋める非常用飲料水貯水槽、異変を感知して配水池の出口で止める緊急遮断弁付配水所、幹線系の応急給水栓を整備していたが、3日から1週間程度もつ計算であった貯水槽が1日で無くなった施設があったり、緊急遮断弁付配水所がきちんと全閉しなかったものもあり、災害規模に対する給水拠点数・備蓄量の圧倒的な不足や、拠点を開設・運営する水道局職員のマンパワー不足が露呈した。また、各地から給水車の応援は、最大が3月19日で、61の事業体から75台の給水車が駆けつけたが、初期の台数不足、各地からの給水車が多く駆けつけた際のマネジメントが課題となった。

震災後の取組については、完全に断水した仙南・仙塩広域水道から受水している地区には非常用送水ポンプ設備の整備などを行い、震災後3日から4日程度停電した基幹浄水場では、自家発電の燃料が枯渇し、調達に非常に苦勞したため、水道局で燃料を運べるように小型のローリー車を1台購入した。応急給水については、災害時給水栓（地上型）を市

立小中学校、高等学校、指定避難所に設置し、給水所数を増加することで、特定の給水所への集中を緩和している。また、給水車への補給については、各浄水場や配水所などへの注水補給基地の整備を進めている。

受援・応援体制は、水道事業体による応援派遣枠組みがあり、日本水道協会や19大都市、独自協定の枠組みがある。19大都市の枠組みでは、仙台市が被災した場合には東京都・札幌市が優先的に動き、仙台市は、東京都・札幌市・堺市に優先的に応援に行くこととなっている。そのほか、新潟市水道局と独自で協定を結び、相互応援を行うこととしている。

(2) いわき地方振興局

ア いわき市内における被災・復興の状況について（小名浜漁港を含む）

(ア) いわき地域の現状と復興に向けた取組

いわき市は、平成23年の東日本大震災で、最大震度6弱の地震、最大浸水高が約8.1メートルの大津波による被害を受けた。人的被害及び物的な被害は、死者が災害関連死を含め468名、建物の全壊が7,902棟、半壊が4万2,399棟と被害が多かった地域である。原発の被災地がある双葉郡などからは、ピーク時は2万4,299人、令和6年6月現在は1万6,627人の人々がいわき市に避難している。

津波や地震による住宅被害や原子力災害による避難者の受け入れに当たり、新たな住まいの確保や、医療・福祉分野におけるサービス提供機能への影響、長期避難者への健康支援、メンタルケアが課題であった。住環境の整備は、いわき市民に対しては、いわき市で市営災害公営住宅を平成28年3月に1,513戸整備し、市外からの避難者には、県が復興公営住宅として1,672戸を整備し、受入れを進めている。健康・メンタル面のケアとしては、双葉郡の保健福祉事務所の機能をいわき市内に出張所として設けるなど、連携をしながらケアを行っている。

原発事故などによる風評被害の影響も受けており、いわき市は東北のハワイとも呼ばれる観光のまちで、震災前は年間1,000万人が観光に訪れていたが、平成23年は371万人、令和5年度は687万人と、新型コロナウイルス感染症の影響も受けたが、ようやく持ち直し始めている。風評被害への対策として、いわきを体験できるモニターツアーや各種イベントの開催などの誘客推進の事業を展開しながら、まずは現状を見てもらうことが必要と考え、積極的な取組を行っている。

農林水産業への影響は、令和5年10月現在で、たけのこやゼンマイ、野生きのこなどの7品目のいわき市産の農産物と、海産魚介類のクロソ

イの出荷制限がかかっている。お米は、以前は全量全袋検査をして出荷していたが、平成27年からの5年間は放射性セシウム濃度が基準値以下であったため、令和2年度からは、原発に近かった9市町村を除き、モニタリング調査へ移行している。漁業に関しても、平成27年4月以降、モニタリングで基準値を上回る魚はないということで、令和2年度以降、試験操業を行い、令和3年度からは本格操業に向けた移行期間となっている。

福島県内の産業復興へ向けた取組としては、海沿いの浜通り地域で、様々な分野の研究拠点、先端産業を集積する事業を進めている。これは、福島イノベーション・コースト構想ということで、福島復興再生特別措置法に基づく国家プロジェクトとして進めているところである。

震災後の新たな取組としては、平成27年に設立したサッカーチームいわきFCに、まちづくりや市民の健康づくりに協力してもらい、スポーツによる人・まちづくりの推進に取り組んでいる。また、農業と商工が連携して地元のワインをつくったり、津波の被害があった小名浜地区に大型商業施設イオンモールを整備し、ショッピングモールとしてだけではなく、地域の交流拠点や避難場所としても活用している。令和2年5月には、いわき震災伝承みらい館を開館し、震災の映像や資料の展示を行っている。さらに、復興サイクリングロード「いわき七浜街道」として、全長53キロメートルの自転車道の整備を行い、PR活動を進めている。いわき市では、大学生の自転車競技の合宿の誘致なども進めており、観光客や人の呼び込みに、より力を入れていくこととしている。

（イ）漁港の被災状況

いわき市内の9つの漁港では、岸壁の亀裂やずれ、塗装の剥離や、漁協等の建物の流出、漁港関係や背後の人家のほうから流出している災害瓦礫等の散乱、防波堤の崩壊などの被害や、漁船やテトラポットが津波により打ち上げられるなどの被害があった。

震災後は、泊地・航路の瓦礫や漂流物の撤去作業から始めた。被災した年の12月までに全ての災害査定を受けるスケジュールで進めていたため、短期間で災害復旧のための調査や設計などの膨大な量の業務を行った。災害査定後は、順次、災害復旧の工事に着手し、被災した防波堤や岸壁の災害復旧と併せて、地盤沈下していた地域は、岸壁のかさ上げの工事なども行った。漁港関係については、最も遅いところでも災害から7年後の平成30年までに全ての災害関係の工事が完了している。